REACH対応製品の表記誤りに関するお詫びと訂正

拝啓、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。 REACH対応製品の弊社カタログ等の表記に関しまして、下記の通りご報告致します。

・弊社カタログ等におきまして、REACH規制SVHCに該当する製品の表記に誤りがございました。

SVHC規制対象に該当する物質が、製品に0.1%以上含まれている場合には、REACH規制(情報提供)の対象となります。

この度、弊社が購入する原材料において、仕入先メーカーより提供いただいていた情報に誤りがあり、結果、下記該当製品に REACH 規制対象物質が0.1%以上含まれていることが判明致しました。そのため下記の資料におきまして、対象物質を0.1%以上含む該当製品に対し規制対象外である旨の間違った記載となっておりました。お詫び申し上げるとともに訂正致します。

敬具

記

1. 規制対象物質

ジオクチルスズビス(2-エチルヘキシルチオグリコラート)(DOTE) (CAS No. 15571-58-1)

- 2. 該当製品
 - ① FMND 7605
 - ② FMND 7708
- 3. 誤記載資料
 - ① プレート品種一覧表(2014年発行から2021年発行まで)
 - ② タキロンプレート総合カタログ(2014年改訂版から2021年改訂版まで)
 - ③ タキロンプレート総合サンプル帳(2014年発行から2020年発行まで)
 - ④ FMプレートサンプル帳(2014年発行から2020年度発行まで)
 - ⑤ 制電プレートNDシリーズサンプル帳(2014年発行から2020年発行まで)
 - ⑥ 品種一覧ポスター(2014年発行から2018年発行まで)
 - (7) オフィシャルホームページ内製品情報
- ※上記1に記載のSVHC対象物質は、第12次改定(2014年12月17日)により Candidate List に掲載されており、 1業者当たり1年間で対象物質を計1トン以上含む製品をEU圏へ輸出する場合には届け出義務が課されます。 (該当製品の重量約260トンで、規制対象物質1トンに相当します。)

また、今回の事例を受け、現時点で最新の第25次(2021年7月8日)SVHC 対象物質までの確認を終えていること、今後予想される新たなSVHCに対しましても、弊社内の再発防止対策を完了していることを報告いたします。この度は大変ご迷惑をお掛け致しまして、誠に申し訳ございませんでした。今後とも変わらぬ御愛顧を頂けますよう宜しくお願い申し上げます。上記の内容についてご不明点がある場合は、下記までお問い合わせ下さい。

- ◇東京高機能材営業グループ TEL (03) 6711-3730
- ◇中部高機能材営業グループ TEL (052) 979-2963
- ◇大阪高機能材営業グループ TEL (06) 6453-3951